

## ○ 鳥取大学大学院連合農学研究科専攻長に関する申合せ

〔平成13年8月31日〕  
〔第45回研究科委員会承認〕

(趣旨)

- 1 この申合せは、鳥取大学大学院連合農学研究科における専攻長に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

- 2 専攻長は、当該専攻の代議委員のうちから研究科委員会の議を経て、研究科長が選考する。

(選出の方法)

- 3 専攻長の選出に当たっては、4専攻に各構成大学の代議委員があたるように専任教授が調整し、専攻長候補者を研究科長に推薦するものとする。

(任期)

- 4 専攻長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、専攻長に欠員が生じたときの補欠専攻長の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

- 5 専攻長は、当該専攻における次の各号に掲げる業務をつかさどる。
  - (1) 各連合講座間の連絡・調整に関すること。
  - (2) 教育・研究に関すること。
  - (3) その他研究科長が専攻長に依頼した業務に関すること。

附 則

- 1 この申合せは、平成13年10月1日から実施する。
- 2 この申合せ実施後、最初に選出された専攻長の任期は、第4項の規定にかかわらず平成14年3月31日までとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成21年4月1日から実施する。